

旭川市公立大学法人評価委員会の会議ルール（案）

1 会議の公開

- ・会議については，原則公開とする。

2 会議開催の事前公表

- ・会議開催前は，「会議開催のお知らせ」について市のホームページに掲載し，あらかじめ公表する。

3 会議の傍聴

傍聴者の定員は5名程度とし，会議の都度，会場等を勘案し事務局で定める。
傍聴希望者が定員を超えるときは，先着順に傍聴者を決定する。
また，傍聴ルールを次のとおりとする。

傍聴ルール

- 1 会議場への入場の際，受付簿にお名前などを記入してください。
- 2 会議は，静かに傍聴してください。
- 3 会議場において発言したり，委員の発言に対して，拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- 4 ゼッケンやたすきを着用したり，旗やプラカードを掲げるなど，示威的行動はしないでください。
- 5 会議場において，許可なく撮影，録音その他これに類する行為をしないでください。
- 6 このほか，会議場の秩序を乱し，又は会議の妨げとなるような行為をしないでください。

4 傍聴者への会議資料の提供

配付または閲覧の方法により，傍聴者に対し会議資料を提供する。

5 会議録の作成及び公表

- ・会議の記録については，発言の要旨を記載した要点記録とする。
- ・会議録の作成のため，会議の音声を録音し会議録作成後はデータを削除する。
- ・会議録については，委員長の確認を経て，市のホームページにより公表する。

6 委員名簿

- ・委員名簿については，市のホームページにより公表する。